

タクシー業界における 事業の適正化・活性化について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づき指定される特定地域及び準特定地域は、供給輸送力の削減をしなければ、事業の健全な経営並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難である又は困難となるおそれがある地域です。

タクシー業界では、これらの地域において、地域の関係者が組織する協議会において作成される特定地域計画又は準特定地域計画に基づき、供給過剰の是正を中心とする適正化及び事業の活性化に取り組んでいます。

改正タクシー業務適正化特別措置法が、平成27年10月1日から施行され、従来13地域で行われていた**タクシー運転者登録制度が全国へ拡大**されました。

現在、全国の法人タクシー運転者は、講習の受講・修了、地域によっては試験の合格を経て、国土交通大臣が指定する登録実施機関への登録が必要とされています。

平成26年1月27日に施行された**改正道路運送法**により、トラック業界において実施されていた**適正化事業**の制度がタクシー業界においても導入され、地方運輸局が指定する民間団体等が、事業者への法令遵守に関する指導等を実施することとなりました。

現在、一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会が、旅客自動車運送適正化事業実施機関の指定を受けています。

CONTENTS

● タクシー業界における事業の適正化・活性化について … 1	● お客様のニーズに応える地域公共交通機関 …… 15
● 事業者大会決議 …… 2	● インバウンド対応 …… 19
● 事業者数と車両数 …… 3	● ケア輸送サービス …… 21
● タクシーの運賃・料金 …… 5	● 交通安全対策 …… 23
● 経営の現状 …… 7	● 防犯対策 …… 25
● 年間納税額 …… 9	● 社会貢献 …… 26
● 環境に優しいタクシー …… 10	● 広報活動 …… 27
● 安全・安心輸送を支える人々 …… 11	● 情報検索サイト 全国タクシーガイド …… 29
● 働き方改革の実現に向けて …… 13	● 都道府県協会一覧 …… 30

国民の安全を脅かし、地域公共交通の存続を危うくする
白タク行為の断固阻止！

第110回 臨時総会 第144回 理事会
第58回 全国ハイヤー・タクシー事業者大会
一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会

国民の安全を脅かし、地域公共交通の存続を危うくする
白タク行為の断固阻止！

国民の安全を脅かすとともに地方創生の担い手である 地域公共交通の存続を危うくする「ライドシェア」と称する 白タク行為を断固阻止する決議



平成27年春以降、楽天の三木谷会長が代表理事を務める新経済連盟が、「シェアリングエコノミーの成長を促す法的環境整備」という名目の下、インターネットを利用した白タク行為を合法化すべく道路運送法の改正について、政府の規制改革推進会議、未来投資会議、国家戦略特区諮問会議、IT総合戦略本部等に対し繰り返し繰り返し提案。

本年5月8日には、「ライドシェア新法」を国土交通大臣、経済産業大臣、規制改革担当大臣等へ提案したところ。

未来投資会議、国家戦略特区諮問会議においては、民間議員の竹中平蔵氏等が、ライドシェア解禁について度々発信するとともに、分野を限定せずにはやってみる精神の「規制のサンドボックス制度」を提唱する等強力に規制緩和を推進中。

新経済連盟等の提案は、ライドシェアの事業主体が運行に関する責任を負わない点が最大の問題。

本提案は、道路運送法、道路交通法、労働基準法等国家の様々な法令を遵守し、安全確保のため多大なコストをかけて国民に安全かつ安心な輸送サービスを提供しているタクシー事業の根幹を揺るがすとともに、与野党共同提案の議員立法により圧倒的多数の賛成の下成立した改正タクシー特措法の意義を著しく損なうもの。

加えて、ライドシェアは、運転者を雇用者としてではなく独立した個人事業主と位置づけ、労働関係法令の規制を脱法的に逃れようとするもの。

また、「規制のサンドボックス制度」を柱とした「生産性向上特別措置法」が、本年5月16日成立。参議院経済産業委員会において『特にライドシェア事業のような安全や雇用に問題が指摘される事業の実証については、規制法令に違反するものが認定されることのないよう厳に対応すること』との附帯決議がなされたところであるが、今後の成り行きは全く予断を許さない状況。

こうした中、我々タクシー業界は、国民に対する安全・安心な輸送サービスを確保すべく、業界一致団結し、労働組合、個人タクシー業界、バス業界、自動車メーカー、消費者団体、「交通の安全と労働を考える市民会議」そして何よりも全国の地方自治体と従来にも増して緊密に連携し、ライドシェア解禁を全力で阻止する。

一方、我々タクシー業界は、少子・高齢化社会が急速に進行する中地方創生を担う地域公共交通機関・社会インフラであることを改めて自覚するとともに、利用者ニーズの多様化、IT化の進展、観光先進国の実現等に対応すべく、「ライドシェア問題対策特別委員会提案」「訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン」「タクシー事業における働き方改革実現に向けたアクションプラン」を踏まえ、スマホ配車の普及促進、UDタクシー・妊婦応援タクシー・育児支援タクシー・観光タクシーの充実、乗合タクシー全国展開のより一層の強化、キャッシュレス決済の拡充等 タクシー事業の更なる進化を図る。

右 決議する。

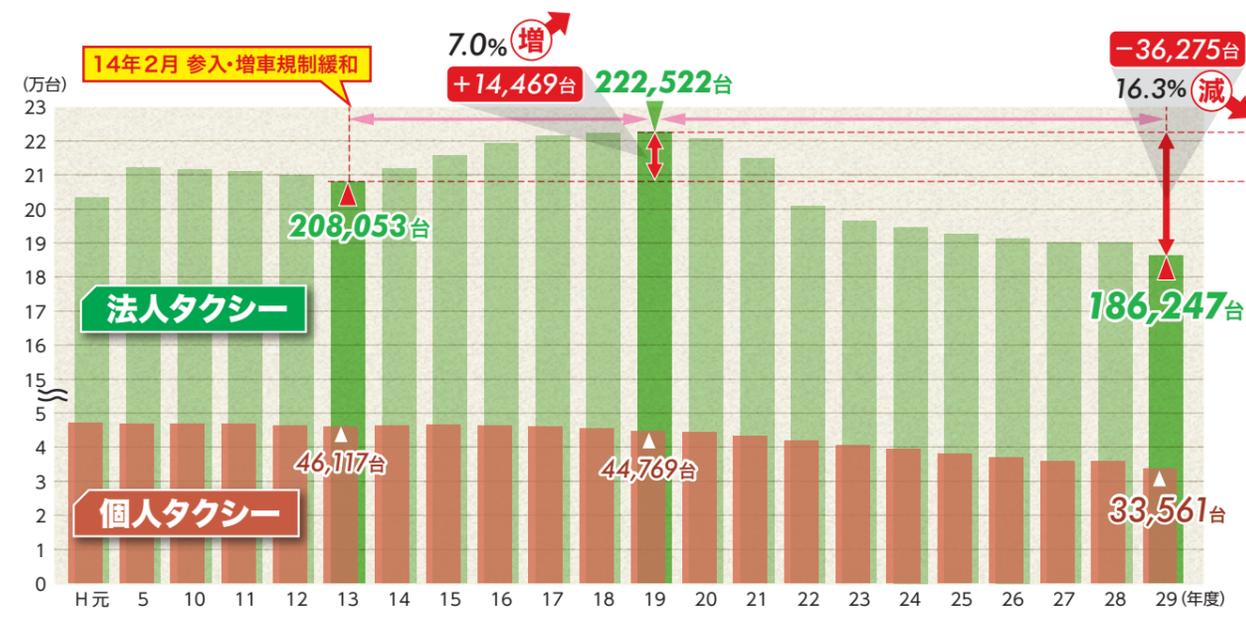
平成30年11月7日

第58回 全国ハイヤー・タクシー事業者大会

事業者数と車両数

規制緩和以降、長引く需要減少と相まって、タクシー事業は多くの地域で供給過剰が進行し、利用者サービスの低下、道路混雑等の交通問題、運転者の労働条件の悪化等の問題が発生しました。

この問題を解決するため、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、法人タクシーは、サービスの活性化、事業経営の効率化等を行うとともに、供給過剰状態の是正に努めています。



タクシー総車両数

233,470台

法人タクシー	事業者数	6,147社
	車両数	186,247台
福祉輸送限定	事業者数	10,345社
	車両数	13,662台
個人タクシー	車両数	33,561台

(平成30年3月末現在 国土交通省調べ)

北海道	328
	9,745
	604
	794
	1,737

青森	109
	2,457
	255
	279
	101
岩手	138
	2,189
	63
	94
	81
秋田	81
	1,208
	47
	55
	62
山形	82
	1,261
	44
	66
	74
宮城	187
	3,907
	164
	178
	628
福島	156
	2,342
	206
	264
	61

石川	72	富山	51	新潟	120	栃木	101	茨城	222
	1,778		944		2,783		1,795		2,734
	62		51		106		186		249
	71		95		171		253		286
	248		84		354		57		0
兵庫	217	京都	77	福井	54	長野	114	群馬	65
	6,848		6,276		885		2,701		1,567
	601		155		90		107		186
	755		243		135		151		224
	1,124		2,104		105		91		2
大坂	209	奈良	58	滋賀	29	岐阜	58	山梨	80
	15,419		1,067		1,236		1,940		945
	1,184		293		105		53		80
	1,386		372		146		77		110
	2,906		12		40		107		0
和歌山	64	三重	50	愛知	157	静岡	121	神奈川	185
	1,497		1,278		8,404		4,740		9,834
	100		224		327		133		624
	152		270		534		234		792
	57		4		685		227		2,345
島根	101	鳥取	30	徳島	101	香川	83	高知	123
	1,213		687		1,054		1,445		1,127
	57		26		84		84		84
	75		33		99		115		225
	0		0		115		115		225
山形	118	広島	240	岡山	150	愛媛	162	香川	83
	2,338		5,543		3,121		2,109		1,445
	62		327		145		152		84
	102		435		225		225		225
	77		1,085		193		225		225
福岡	284	熊本	163	宮崎	43	大分	2,087	佐賀	1,088
	9,496		3,167		2,061		2,087		1,088
	230		126		95		80		37
	354		176		122		134		47
	2,019		358		66		143		48
長崎	138	佐賀	46	大分	82	愛媛	162	香川	83
	2,524		1,088		2,087		2,109		1,445
	119		37		80		152		84
	205		48		143		225		225
	458		48		143		225		225
熊本	163	宮崎	43	大分	82	愛媛	162	香川	83
	3,167		2,061		2,087		2,109		1,445
	126		95		80		152		84
	176		122		134		225		225
	358		66		143		225		225
鹿児島	135	鹿兒島	48	徳島	101	香川	83	高知	123
	3,444		3,444		1,054		1,445		1,127
	48		48		166		84		84
	64		64		188		153		153
	296		296		57		153		153

沖縄	135
	3,498
	174
	219
	1,255

凡例

東	440	法人タクシー事業者数
京	30,813	法人タクシー車両数
	968	福祉輸送限定事業者数
	1,329	福祉輸送限定車両数
	12,874	個人タクシー車両数

(注) ①法人タクシー事業者数及び車両数は、一般タクシー(ハイヤー、患者等輸送限定車両を除く)のみ。
 ②法人タクシー事業者数は、複数の支局に営業区域を有する事業者を単一化して算出した値。
 ③福祉輸送限定事業者とは、運送の引受けを営業所で行い、身体障害者、要介護者、要支援者、その他単独で公共交通機関を利用することが難しい利用者などに旅客を限定して営業するタクシー事業。
 ④タクシー総車両数は、各指標を単純に合計したものである。

タクシーの運賃・料金

タクシーの運賃は、適正な原価に適正な利潤を加えたもので、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでなく、また他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないものと法令により定められています。各事業者は、車種別に設定された距離制及び時間制の自動認可運賃[※]の中から申請を行い、国土交通大臣から認可を受けた運賃（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法により指定された特定地域・準特定地域では公定幅運賃の中から届け出た運賃）により営業を行っており、相手によって運賃を値引きしたり受け取らない行為は禁止されています。また、各種実証実験を行い、事前確定運賃、相乗り運賃をはじめ、お客様にとって利用しやすいタクシー運賃制度の実現を目指しています。事前確定運賃については、2019年度に実施予定です。

TAXI 運賃

- 距離制運賃（時間距離併用）**
初乗り運賃＋初乗り距離を超えて走行した場合、距離に応じた加算運賃
例 東京都特別区・武三地区（平成31年4月現在）
普通車の上限運賃 初乗1.052km 410円
加算237m 80円
（※ 時間距離併用 1分30秒 80円）
※…10km/h以下の限界速度で走行した場合、当該時間を距離に換算
- 時間制運賃**
事前予約による実拘束時間に応じた運賃
例 東京都特別区・武三地区（平成31年4月現在）
普通車の上限運賃 初乗1時間 4,650円
加算30分 2,110円
- 定額運賃**
特定の運送区間について定額による運賃
 - 施設間又は施設との一定のエリア間
 - 大規模イベント開催期間中の駅と会場の区間
 - 観光ルート別
- 割引運賃**
 - 公共的割引**
身体障害者、知的障害者、精神障害者、被爆者、運転免許証返納者等
 - 遠距離割引**
一定のメーター表示額に相当する距離を超える場合の割引
例 9,000円超え 1割引
 - 営業的割引**
クーポン券割引、利用回数や利用金額による割引
- 割増運賃**
深夜早朝、冬期、寝台など

[※]上限から下限まで10円刻みの初乗り運賃を定めた一定枠の自動認可運賃は、需要構造や原価水準を考慮して定められた99の運賃適用地域（運賃ブロック）ごとに設定されています。この上限額より高い運賃を申請する場合は、運賃ブロックごとに申請者の法人タクシー車両総数が当該地域の7割以上とする等の条件を満たした運賃改定手続きが必要です。



運賃の基本は、計量法が適用されるメーターを使用した距離制運賃ですが、利用条件や地域により異なる運賃・料金もあります。

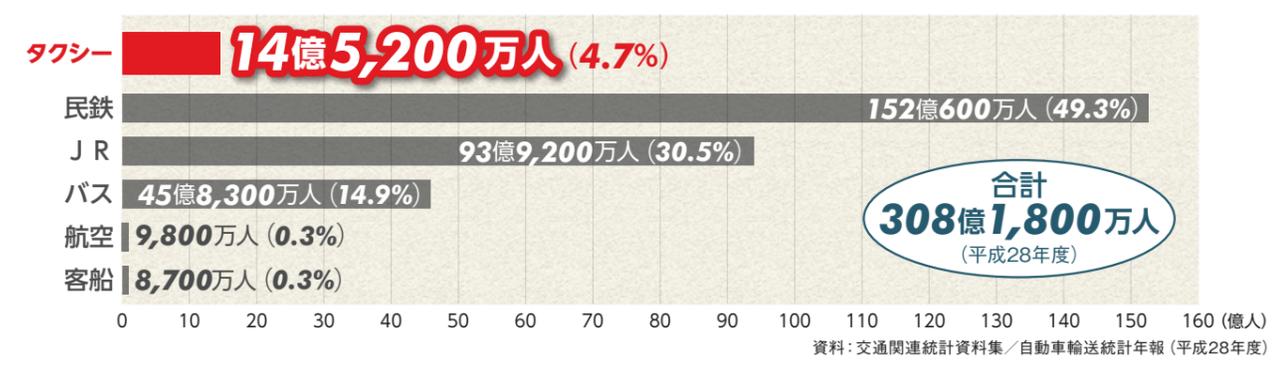
TAXI 料金

- 迎車回送料金**
お客様の依頼により乗車地点までタクシーを回送する場合に適用
- 待ち料金**
お客様の都合によりタクシーを待機させた場合に適用
- サービス指定予約料金**
1車両1回ごとの定額。下記のいずれにも該当する場合は、いずれかのうち高額の料金のみ収受
 - 時間指定配車料金**
お客様の指定した時間にタクシーを配車する場合に適用
 - 車両指定配車料金**
ワゴン車等の配車依頼に応じて配車する場合に適用
※介護料金等の運送に直接伴わない料金は、認可や届出が不要とされています。

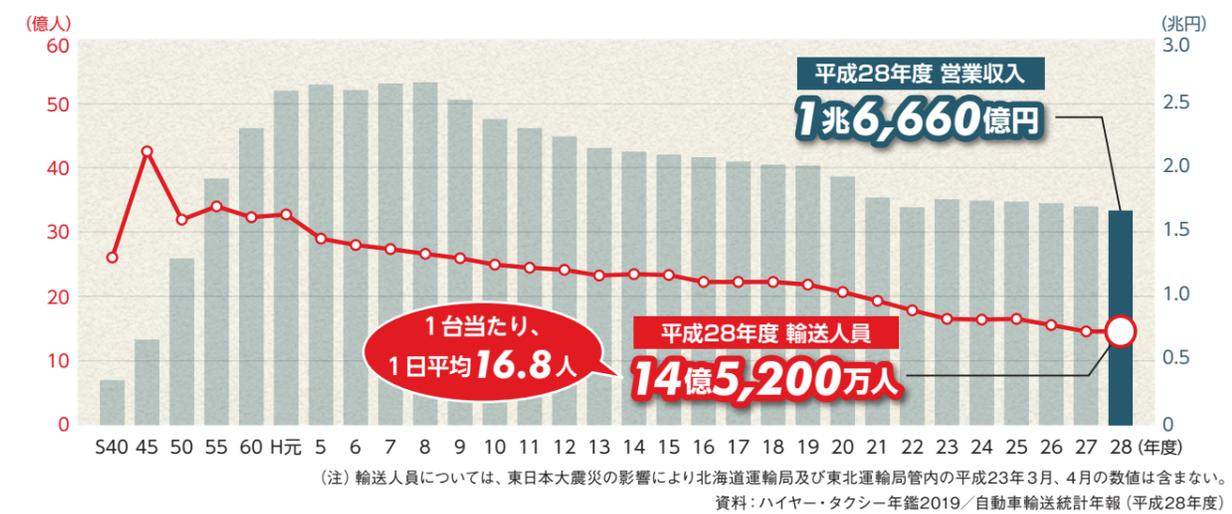
経営の現状

自家用車の普及、鉄道・バスなどの都市交通の整備、人口減少などの要因により、需要は減少傾向にあります。

交通機関別輸送人員

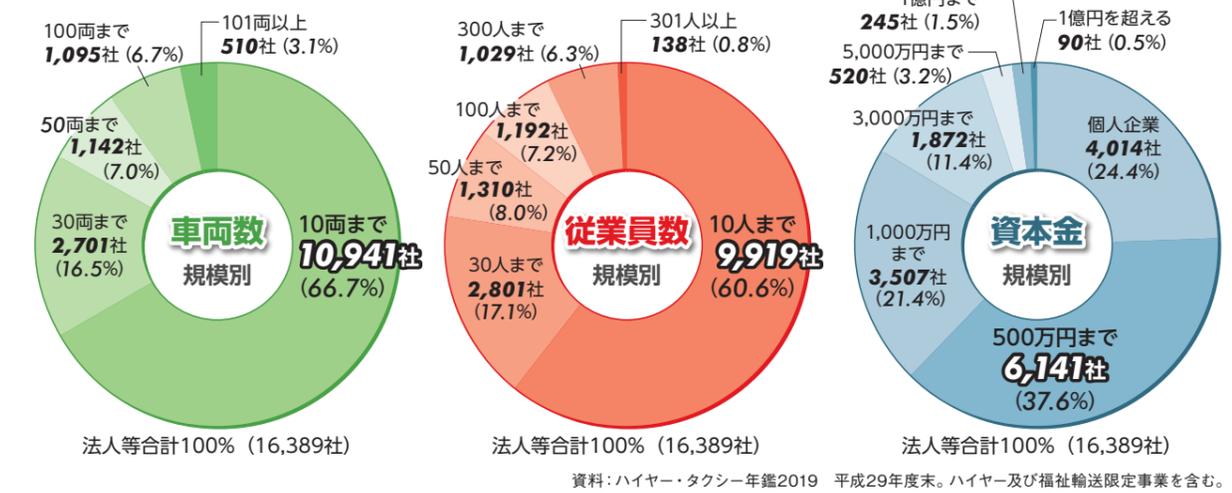


タクシー輸送人員と営業収入



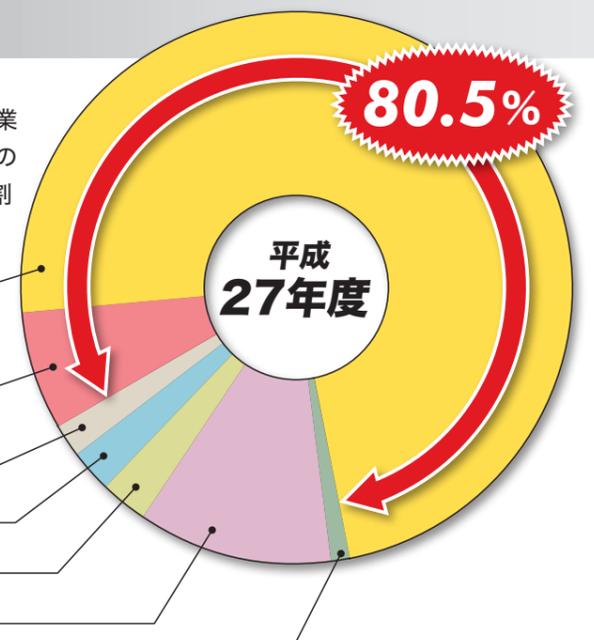
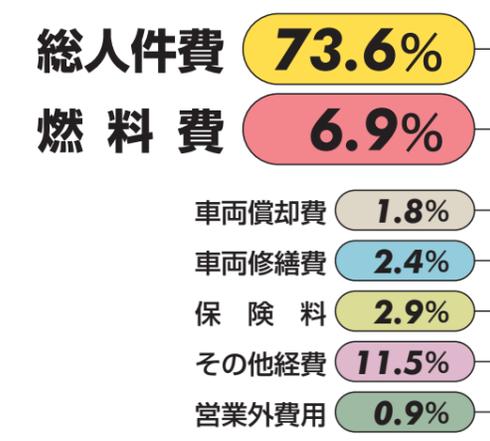
事業規模

法人タクシー事業者のほとんどが中小零細企業です。

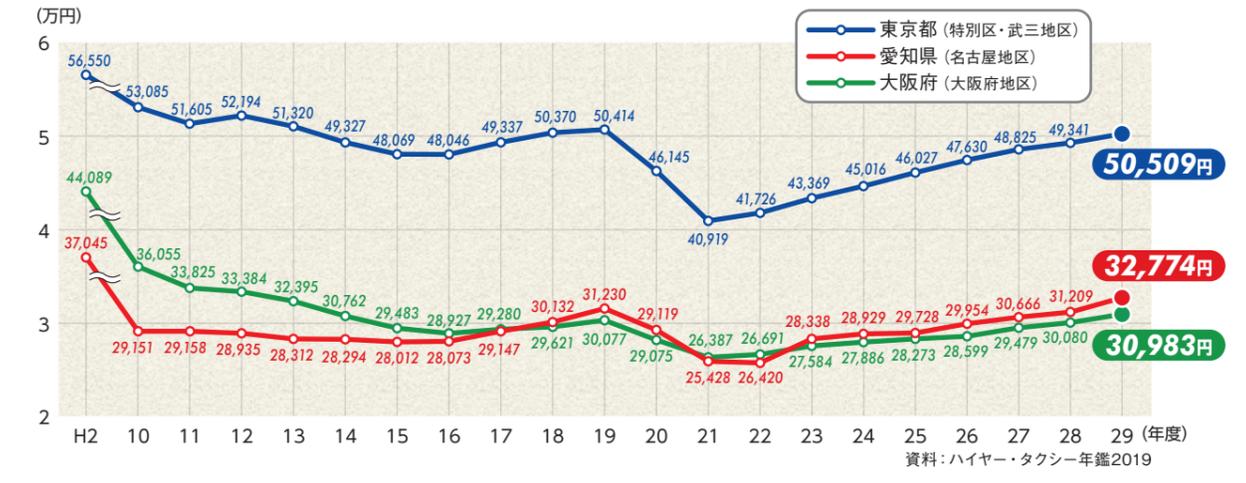


原価構成

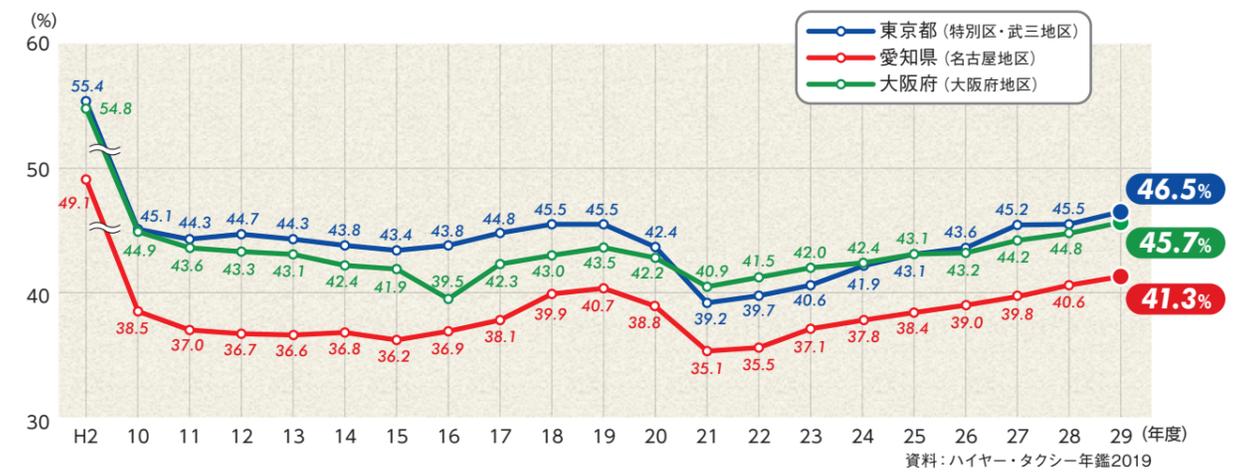
タクシー事業は典型的な労働集約産業です。乗務員等の人件費と石油情勢の影響を受けやすい燃料費で原価の約8割を占めています。



各地の日車営業収入の推移 (法人)



各地の実車率の推移 (法人)



年間納税額

 タクシー1台当たりの年間納税額

●タクシーLPG使用車両の場合の負担税額

(普通車) **597,084円**

平成30年4月1日現在 東タク協資料から抜粋

項目	税額	算出の基礎
石油ガス税	152,821円	税額 = 1ℓ 9円80銭 年間走行 = 88,884km (1日246.9km) 保持キロ = 1ℓ 5.70km
石油石炭税	16,243円	税額 = 1t 1,860円 年間使用量 = 15,594ℓ
消費税	車両	普通車 40,992円 車両価格2,562,000円の8/100 = 204,960円 ÷ 5年
	燃料油脂費	28年度 実働1日1車当たり運送収入49,438円の7.0/100 = 3,461円 × 365日 × 8/100
	車両修繕費	28年度 実働1日1車当たり運送収入49,438円の1.5/100 = 742円 × 365日 × 8/100
	営業外費	28年度 実働1日1車当たり運送収入49,438円の0.8/100 = 396円 × 365日 × 8/100
	その他経費	28年度 実働1日1車当たり運送収入49,438円の15.6/100 = 7,712円 × 365日 × 8/100
自動車重量税	7,800円	0.5t 当たり2,600円
+		
地方税	自動車取得税	普通車 10,248円 車両価格2,562,000円の2/100 = 51,240円 ÷ 5年
	自動車税	9,500円 (営業用) 1500ccを超えるもの

(注) 消費税は平成26年4月1日より8%課税

環境に優しいタクシー

温室効果ガス排出量の **軽減** に努力しています

ハイヤー・タクシー業界の 低炭素社会実行計画

(自主的行動計画) 全タク連 平成27年5月25日

- 目標① 2020年度目標値**
2010年度比 **20%のCO₂を削減**する。
- 目標② 2030年度目標値**
2010年度比 **25%のCO₂を削減**する。

具体的な計画

- 1 タクシー車両の環境対応車への切り替え**
● 2020年度までにタクシー車両の30%を、2030年度までにタクシー車両の40%をHV車及びEV車等への代替えを進める。



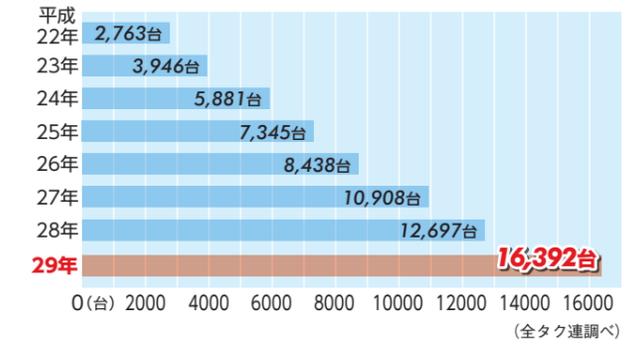
- 2 タクシー車両数の適正化**
● 2013年11月に改正された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、供給過剰を解消するため減・休車の実施を推進する。

- 3 タクシーの利用促進**
● ユニバーサルドライバー研修を推進し、質の高い乗務員の養成を図る。
● タクシー乗り場の整備やスマートフォン等の先進技術の導入を促進することにより、利用者利便の向上を図り利用促進を図る。
● 乗合タクシーの充実を図り、自家用車使用の抑制に繋げる。

- 4 観光タクシーの充実及びPR**
- 5 運行の効率化**
- 6 エコドライブ等の実施** など

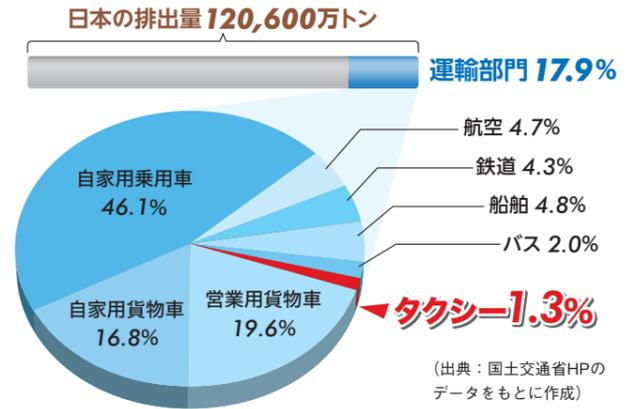
全国で低燃費車両の導入が進んでいます

■ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車タクシー等の合計台数 (法人・年度末)



0(台) 2000 4000 6000 8000 10000 12000 14000 16000 (全タク連調べ)

■運輸部門の運輸機関別 二酸化炭素排出量 (平成28年度)



タクシーは環境に優しいLPG車を使っています

- LPGは原油や天然ガスの随伴ガスとして産出・回収されるものです。また、LPGは原油にも含まれており、その成分は製油所で精製によって分離されます。LPGは、天然ガス同様、NoxやPM排出の少ない燃料です。
- 73%がLPG車です。(平成30年3月末)

グリーン経営(環境負荷の少ない事業運営)を推進しています

●グリーン経営認証は、交通エコモ財団が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取組を行っている事業者に対して、審査の上認証・登録を行うものです。グリーン経営は、中小規模の事業者でも環境改善に向けた取組の目標設定とその評価が容易になり、自主的で継続的な環境保全活動を行うことができます。(平成30年12月末現在で429事業所が認証を取得)



安全・安心輸送を支える人々

タクシーの安全輸送は、様々な人々の力によって支えられています。

従業員構成

281,570人



従業員数
325,214人

資料：平成29年3月末現在 国土交通省調べ

43,644人



- 役員
- 事務
- 自動車整備工
- その他



運転者(男性)の平均年齢と勤続年数

平均年齢 **60.1** 歳

勤続年数 **9.8** 年

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成30年)

新卒者の採用拡大

訪日外国人向けタクシーやケア輸送サービス等が広がりを見せる中、同世代に比べて収入や休日が多いなどのメリットもあって、新卒者の採用が多くなっています。

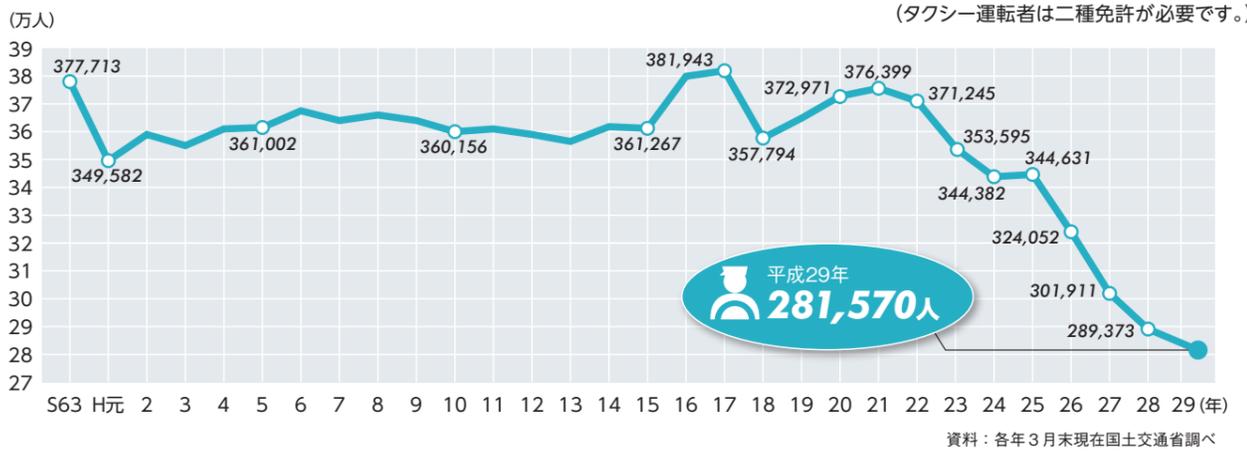


新卒者全国採用人数

780人

(平成29年3月現在 全国ハイヤー・タクシー連合会調べ)

運転者数の推移(法人)



(タクシー運転者は二種免許が必要です。)

女性乗務員

女性乗務員数の推移(法人)



コンシェルジュドライバー(大分)



全国各地で多くの女性乗務員が活躍し、ソフトな対応が好評を得ています。業界では、女性乗務員の受け入れをさらに図るため、女性が働きやすい職場づくりを目指し、勤務体制の整備や制服の工夫、施設の改善などに力を入れています。

運転者登録制度

タクシー業務適正化特別措置法に基づき、全国の法人タクシー運転者は、講習の受講・修了、地域によっては試験の合格を経て、国土交通大臣が指定する登録実施機関への登録が必要とされています。悪質な法令違反や重大事故の惹起等、登録の拒否や取消要件も定められています。タクシー業界では、登録制度を通じてタクシー運転者の質の確保・向上をより一層推進し、輸送の安全及び利用者の利便の確保に取り組んでいます。

運転者証



「運転者証」はタクシー事業者が申請して交付を受け、営業中のタクシーに表示するものです。

女性ドライバー 応援企業認定制度

認定状況

全国合計 **669** 企業

(平成30年12月現在)

優良乗務員表彰

全タク連では、優良乗務員表彰規定により昭和41年から15年以上勤務、10年以上無事故・無違反の優良乗務員を表彰し、士気の高揚を図っています。また、平成20年より、人命救助や振り込め詐欺の未然防止に協力等の善行に対しても表彰しています。

働き方改革の実現に向けて～アクションプラン～

公共交通機関であるタクシーは、お客さまの利便性を向上させるとともに、事業経営の効率化につながる生産性の向上や若年者や女性を始めとする乗務員の確保・育成等を図っています。また、魅力ある産業として生き残るため、長時間労働の縮減や年休の取得しやすい態勢づくりなど、**働き方改革の実現に向けたアクションプラン**を策定し、誰もが働きやすい労働環境の改善に取り組んでいます。

自動車運転者の労働時間等の改善基準

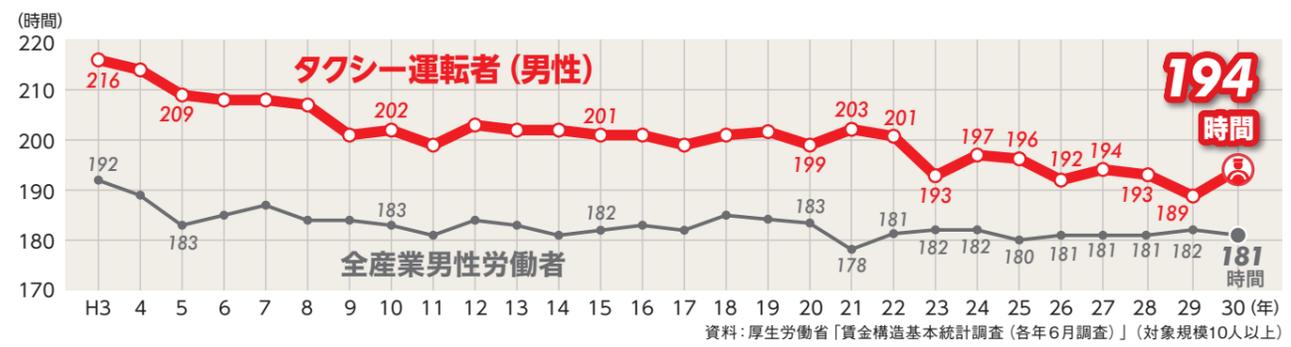
運転者の労働時間等の労働条件の改善を図るため、厚生労働大臣、国土交通大臣告示により拘束時間の限度や休日労働の回数が定められています。

	■ 日勤の勤務	■ 隔日の勤務
拘束時間	1日 13 時間以内 1カ月 299 時間以内 (特例あり)	1勤務 21 時間 1カ月 262 時間 (特例あり) <small>[地域的事情等により延長あり]</small>
最大拘束時間	1日 16 時間以内 (特例あり)	1勤務 21 時間 (特例あり)
休憩時間	継続 8 時間以上	継続 20 時間以上
時間外労働	1日、1勤務、1カ月の総拘束時間の範囲内	
休日出勤	1カ月における総拘束時間の範囲内で2週に1回	

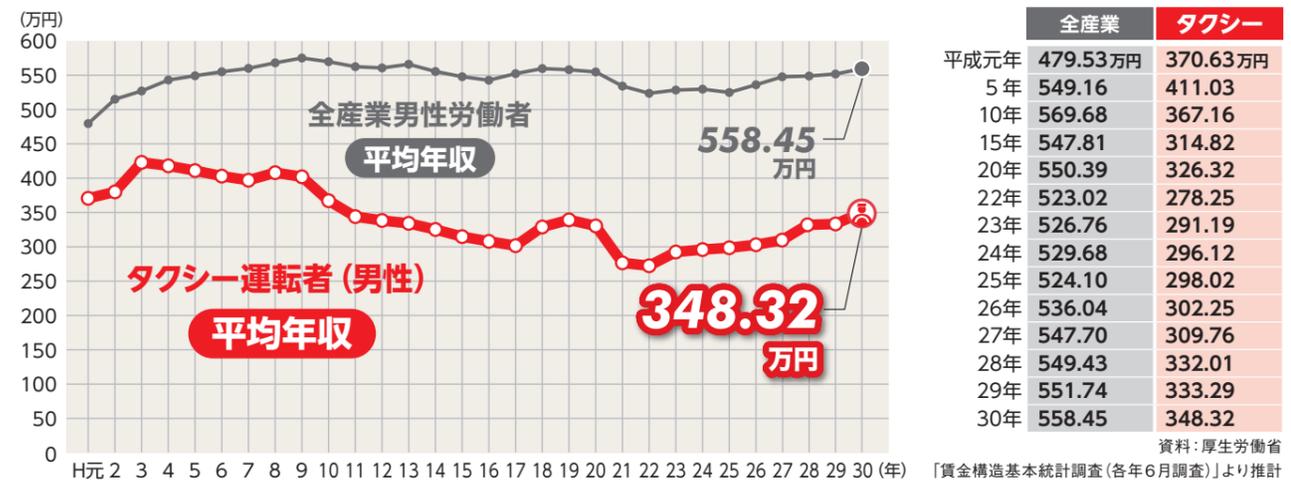
勤務形態 (改正：平成9年1月30日、労働省告示第4号)

通常の日勤勤務は、休憩時間を除く実労働時間が週40時間(1日8時間、週5日勤務に相当)以内であることが原則ですが、フレックスタイム制(始業・終業時刻を乗務員の都合に合わせて)を採用している事業者もあります。残業は可能ですが、最大拘束16時間の制限あり。隔日勤務は、実労働時間15時間(拘束18時間-休憩3時間)。残業は可能ですが、最大拘束21時間の制限あり。また、働く方の家庭事情や都合に合わせて、1日の勤務時間が短い方や月の勤務日数が少ない方もいます。

月間労働時間の推移



年間賃金水準



タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプランの目標

～生き残るために、やるなら、今!～

目標

- 労働時間に関する労働基準法等関係法令及び改善基準の遵守
- タクシー利用者の利便性向上、利用者の増加、事業経営の効率化
→減収につながらない労働時間の短縮=生産性の向上
- 若年者や女性を始めとする運転者の確保・育成等
- 時間外労働の上限規制について



■年960時間を超える事業者割合 (月平均80時間超えに相当)



■月60時間超え時間外労働の割増賃金率が50%以上となることを踏まえ、できる限り早期に年720時間(月60時間)以内となるように努める

- 年5日以上有給休暇の取得(全員が取得できる態勢づくり)
- 乗務員負担制度の見直し等賃金制度等の改善に努める

取り組むべき事項

- 労働基準法等関係法令及び改善基準の遵守(遵守状況の確認)
- 生産性の向上に向けた11項目にわたる活性化策「今後新たに取り組む事項」の取組等
- 若者の採用、女性ドライバー応援企業認定制度の普及、働きやすさ・魅力の紹介
- 生産性の向上や運転者の確保・育成等への各種支援措置等の要望
- 労働時間の正確な把握(始業・終業時刻の確認・記録)
- 業務の繁忙に応じた勤務シフトや変形労働時間制等の検討
→「休憩時間」「手待時間」「点呼前後の作業時間」の明確化・短縮
- 減収につながらない労働時間の短縮=生産性の向上
→意思疎通の強化、労使一体となった取組
- 個々の運転者の家庭事情や身体状況等に配慮した勤務時間制度の設定
- 安全な車両、施設・設備の誰もが働きやすい職場環境等の整備
- 年5日以上有給休暇の取得(全員が取得できる態勢づくり)
- 乗務員負担制度の見直し等賃金制度等の改善に向けた労使間の協議
- 説明会・研修会の開催、改善事例の収集、モデル事例の周知



平成30年3月策定

お客様のニーズに応える地域公共交通機関①

365日、早朝から深夜まで個別輸送、面的輸送に対応できるタクシーは、地域のニーズに応じた機動的なサービスを利用者の皆様に提供しています。

乗合タクシー

乗合タクシーは、ワゴン型や一般のタクシー車両を使った乗合型の公共交通です。

地域のタクシー事業者は、過疎化・高齢化が急速に進行する中で地域住民の生活交通を維持するため、乗合タクシーの運行に積極的に取り組んでいます。主に、バスが運行できない過疎地域等において運行していますが、このほかに空港と周辺市町村を結ぶ空港型等もあります。

乗合タクシーには、バスのように定時・定路線で運行する路線定期型のほか、路線及び運行時刻は定めず事前予約による自宅から訪問先等の利用者の要望に応じてドア・ツー・ドア等で運行するデマンド型もあります。

これらの乗合タクシーは、全国で4,315コース、12,558台(平成30年3月末現在)が運行しています。



計 4,315コース **12,558**台

過疎型

3,381コース

過疎地における廃止バス路線の代替などに対応

空港型

384コース

空港と周辺市町村を結ぶ

観光型

263コース

地域の観光スポットを効率よく周遊

都市型

101コース

都市部において駅などを出発点として一定のエリア内を運行

福祉型

45コース

マイカーが利用できない移動困難な高齢者などの通院等お出掛け支援に対応

団地型

24コース

住宅団地と駅などを結ぶ

その他 **117**コース

地域交通サポート計画について

各地域のタクシー協会は、従来から、自治体を直接訪問して乗合タクシーの導入等についての提案を行う等の取組を行っています。

平成30年度からは、この取組を更に強化し、各地域のタクシー協会は、地方運輸局・運輸支局と協働して自治体訪問活動等を行い、意見交換等を通じて把握した地域交通の課題・ニーズ等の解決に向けて、タクシー事業者として貢献できる取組をまとめた「地域交通サポート計画」を策定・推進しています。

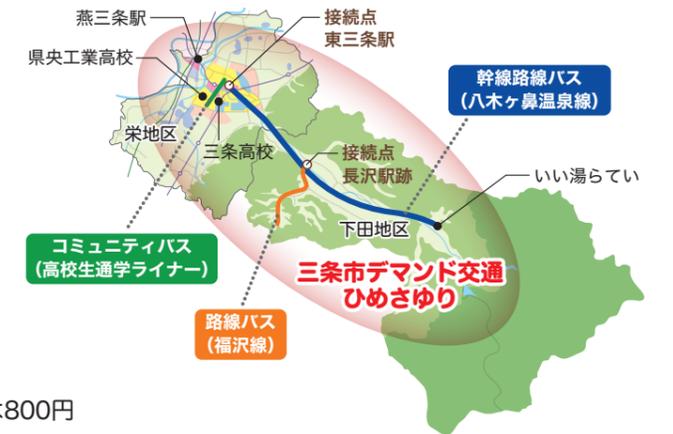


乗合タクシー導入事例①

市内全域で運行するデマンド交通「ひめさゆり」

新潟県三条市

- ・バス路線を廃止・縮小し、代わりにデマンド交通の停留所を市内約600か所に設置(半径300mに1か所)。
- ・高齢者の外出機会を増大し、自宅や目的地と停留所の間を歩くことにより、健康増進にもつなげる。
- ・運行サービスの向上と持続性を確保するため、乗車人数によって自治体から支払われる補助金額が上がり、利用者の運賃が安価となる基準を導入した。



運行状況

- 利用者 事前予約制(利用の1時間前まで)
- 運賃 1人乗車の場合は500円~3,000円
乗り合い乗車の場合は1人当たり400円又は800円
- 運行車両 セダン型タクシー、ジャンボタクシー
- 運行便数・時間 平日は約240便運行、8:00~18:00
- 一運行当たりの走行距離と乗車人数に応じた事業者収入金額を定め、運行実績に基づき自治体から運行費用を支払う。
- 相乗りを促進するため高齢者向けに「おでかけパス」を発売(年間1,000円)。2名以上の利用で割引となるほか、協賛店での特典もあり。
- 利用者の評価は高く、乗車人数は平日1日当たり約300名。



乗合タクシー導入事例②

楠ヶ丘地域乗合タクシー「くすまる」

大阪府河内長野市

河内長野市が持続可能な公共交通の確保を基本方針とした「河内長野市公共交通のあり方」を策定し、協働による地域主体の公共交通の確保や公共交通空白・不便地域の解消に取り組む中で、「急坂が多く道が狭いためバスが通れない」「高齢化が進んできた」等の課題を抱えていた楠ヶ丘地域において、地域・事業者・市の三者協働による乗合タクシーを平成23年11月から導入。同地域と生活に必要な不可欠な買物・通院等の施設が集中する駅前との間を巡回している。



運行状況

- 利用者 どなたでも利用可能
- 運賃 1回200円
- 運行車両 ジャンボタクシー
- 運行便数・時間 1日18便運行、8:30~18:50
- 事業者、地域の住民、河内長野市が一体となり、タウンウォッチングを行い、ルート、停留所位置等の選定を共同で行った。
- 南海高野線三日市駅と楠ヶ丘地区の10停留所を巡回。
- 収支率は約7割で、赤字部分は市が補助を行っている。



お客様のニーズに応える地域公共交通機関②

スマートフォンによる配車

スマートフォンのアプリによる配車サービスが広がっています。

スマートフォンのGPS機能等を活用し、効率的にお客様をお迎えに上がります。

全国レベルの配車アプリから各地域に特化した配車アプリまで、約100種類(平成29年度末現在)の配車アプリがあります。

また、スマートフォンのアプリを活用した事前確定運賃や相乗りタクシー等の実証実験・検討を行っています。



観光タクシー

各地で観光ガイドタクシーの認定を受けた乗務員が、観光で訪れたお客様に地域の観光スポットや特産物等をご案内しています。

また、各事業者やタクシー協会により主要な観光スポット等を巡る多彩な観光コースをご用意しています。事前予約により、時間制運賃やルート別の定額運賃でご利用いただけます。



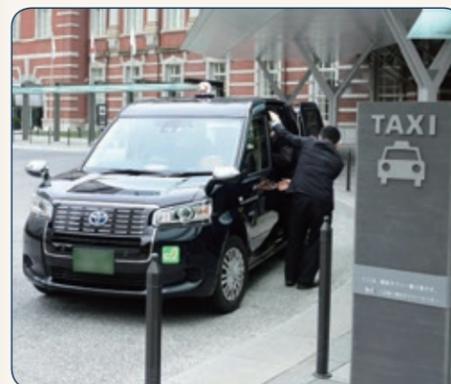
定額タクシー

空港などの施設への送迎や観光ルート別に、あらかじめ設定した定額の運賃でお客様をお送りします。



専用乗り場の設置

優良タクシー乗り場、EV・HVタクシー優先乗り場、近距離乗り場、UDタクシー専用乗り場等、お客様のニーズに対応した専用乗り場の設置に努めています。



優良タクシー乗り場(東京駅丸の内南口前)

妊婦応援タクシー

事前登録をした妊婦のお客様に対し、陣痛等が始まった場合に必要な研修を受けた乗務員がかりつけの病院までお送りします。

出産時だけでなく、定期検診などの際にも安心してご利用いただけます。



育児支援タクシー

保護者の負担を軽減するため、必要な研修を受けた乗務員がチャイルドシートやジュニアシート等を備えて対応します。お子様だけの乗車もできます。



介護タクシー

介護保険の要介護者の方々に、指定居宅サービス事業者のタクシーでは、介護資格を保有する乗務員や同乗するヘルパーが乗降介助や身体介護サービスを提供します。



便利タクシー

時間の余裕がない方や外出が困難な方に、病院の予約や買い物代行、書類の受け渡しなど必要なときに必要なサービスを提供します。



タクシー代行

全国で年間約48万回の輸送を行い、飲酒運転の防止に役立っています。安心してご利用いただけるよう、対人対物の任意保険に加入しています。



インバウンド対応

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、今後更なる訪日外国人の増加が見込まれています。タクシー業界では、**訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン**を策定し、訪日外国人のニーズに対応した安全で快適なタクシーサービスの向上に取り組んでいます。

訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプランの概要

母国と同じタクシー・ハイヤー利用環境づくり

1 日本の配車アプリの多言語化の普及促進

タクシー配車アプリについて、外国人のお客様にもご利用いただけるよう、外国語版の導入を更に促進していきます。

2 海外タクシー配車アプリと日本の配車アプリ・タクシー事業者との連携

海外タクシー配車アプリと日本の配車アプリの相互利用を進め、訪日外国人が自国の配車アプリでスムーズに日本のタクシーを利用できるようにしていきます。



言葉の不安解消

1 外国語で接遇できるドライバーの採用促進

外国語に堪能なドライバーやインバウンド対応ドライバーの採用を進めます。

2 外国人対応研修・認定制度の充実・拡大

諸外国の文化・習慣や挨拶とその対応等についての研修を更に促進します。

**外国語対応ドライバー
1万人に**



研修の様子

3 空港・主要駅での利用環境の向上

外国語接遇ドライバー専用乗り場・入講レーンの設置・拡大を進めます。



京都では、訪日外国人向けタクシー「フォーリンフレンドリータクシー」の取組を実施しており、専用乗り場を設置しています。

乗務員 外国語及び接遇研修を受講

車両 ・大型スーツケースが2個以上搭載可能
・各種クレジットカード及び交通系ICカードが利用可能

4 多言語音声翻訳システムの導入

多言語音声翻訳システムを内蔵したスマートフォン・タブレットの導入の検討を進めます。

東京、鳥取、沖縄、岐阜では、総務省が推進している多言語音声翻訳システム内蔵のタブレットを搭載したタクシーによる実証実験が行われました。

また、鳥取では、県内の地名や名所に対応する音声アプリ「TOTTRA (トットラ)」を開発・導入しています。



決済の不安解消

1 キャッシュレス決済への対応

海外から日本を訪れたお客様にスムーズにタクシー運賃をお支払いいただけるようクレジットカード、電子マネー、交通系ICカード、Alipay、Wechatpay対応決済端末の導入を促進します。



3大都市圏において
キャッシュレス対応100%、
地方部で
対応車両の普及率倍増を
目指します。

2 外国語対応・キャッシュレス決済対応車両の見える化

外国語対応・キャッシュレス決済対応車両にステッカーを表示して見える化を図ります。

関係機関・団体と連携したプロモーション活動

1 訪日外国人に対するタクシーの利用・予約方法等のプロモーション活動

2 JNTO（日本政府観光局）と連携した海外プロモーション活動

3 訪日外国人のニーズに対応した観光・周遊ルートの開発

ケア輸送サービス

高齢者、障がい者等、手助けが必要な方々のための
タクシーの外出支援サービスをケア輸送サービスと呼んでいます。

国のバリアフリー
基本方針

目標

福祉タクシー + ユニバーサルデザインタクシー
約 **44,000** 台

福祉タクシー

車椅子のまま乗降できるリフトや
スロープ付きワンボックス型車両、
寝たきりの方が介助者と一緒に乗車
できる寝台付き車両、乗降が容易な
回転シート付きの車両です。

平成30年3月末現在、全国で約
15,000台導入されています。



ユニバーサルデザインタクシー

健常者はもちろんのこと、高齢者や妊産婦、子供
連れ、車椅子の方など利用者にとって乗降の配慮が
なされている車両で流し営業も行う通常のタクシー
です。

平成30年3月末現在、全国で約**5,000**台のユニ
バーサルデザインタクシーが導入されていますが、
今後、東京都では2020年の東京オリンピック・パ
ラリンピック開催までに**10,000**台の導入を目指す
等、各地で導入を推進しています。



平成29年10月、トヨタ自動車から新型車JPN TAXI (ジャパントクシー) が登場しました。
JPN TAXIは、LPGハイブリッドシステムによる高い環境性能を備えたユニバーサルデザインタクシーです。
現在、急速に導入が進んでおり、平成31年1月末現在、全国で約**10,100**台、東京で約**5,800**台が導入
されています。



ユニバーサルデザインタクシーの
表示マークデザイン(UDレベル1)



平成24年3月から、国において標準仕様ユニバーサルデザインタクシー
の認定制度が創設され、認定を受けたユニバーサルデザインタクシーは、
マークを車体に表示しています。



日産自動車 NV200タクシー ユニバーサルデザイン

ユニバーサルドライバー研修

平成23年から、各地のタクシー協会、無線協同組合、
事業者等において、一般タクシー乗務員に対し統一的な
カリキュラムによる**ユニバーサルドライバー研修**を実施
し、高齢者や障がい者等の多様なニーズや特性の理解、
お客様との円滑なコミュニケーションの確保等、適切な
対応ができるよう取り組んでいます。

なお、東京都特別区武三地区
区及び大阪府では、タクシー
センターにおいて全ての新任
乗務員が本研修を受講して
います。

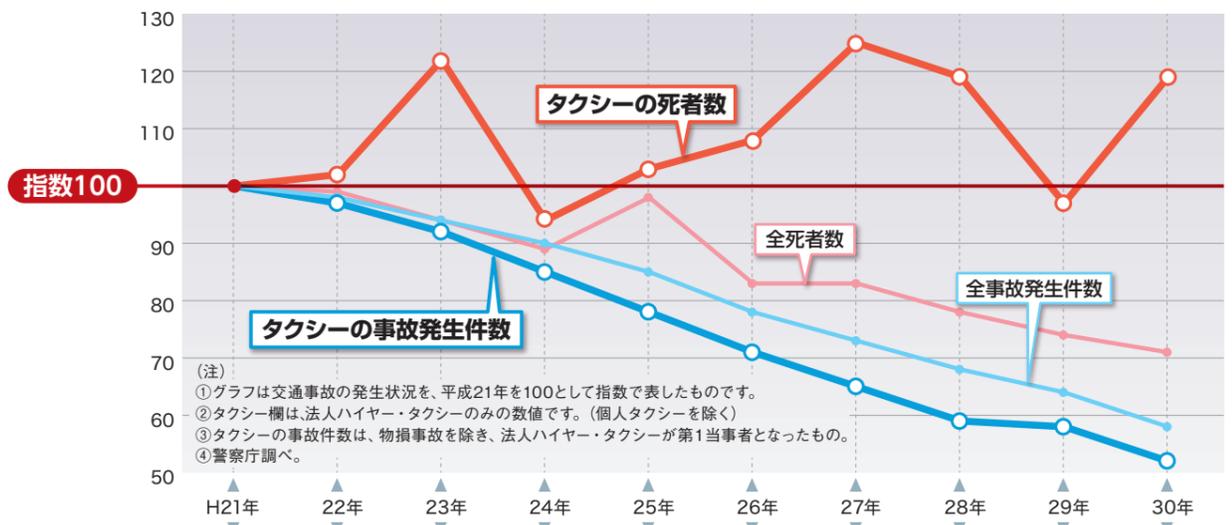


研修修了者は
全国で約 **73,000** 人
(平成31年3月末)

交通安全対策

タクシーが第1当事者となる交通事故は減少しているものの、死者数については依然として高止まりの傾向にあり、業界の最重要課題として様々な交通安全対策を推進しています。

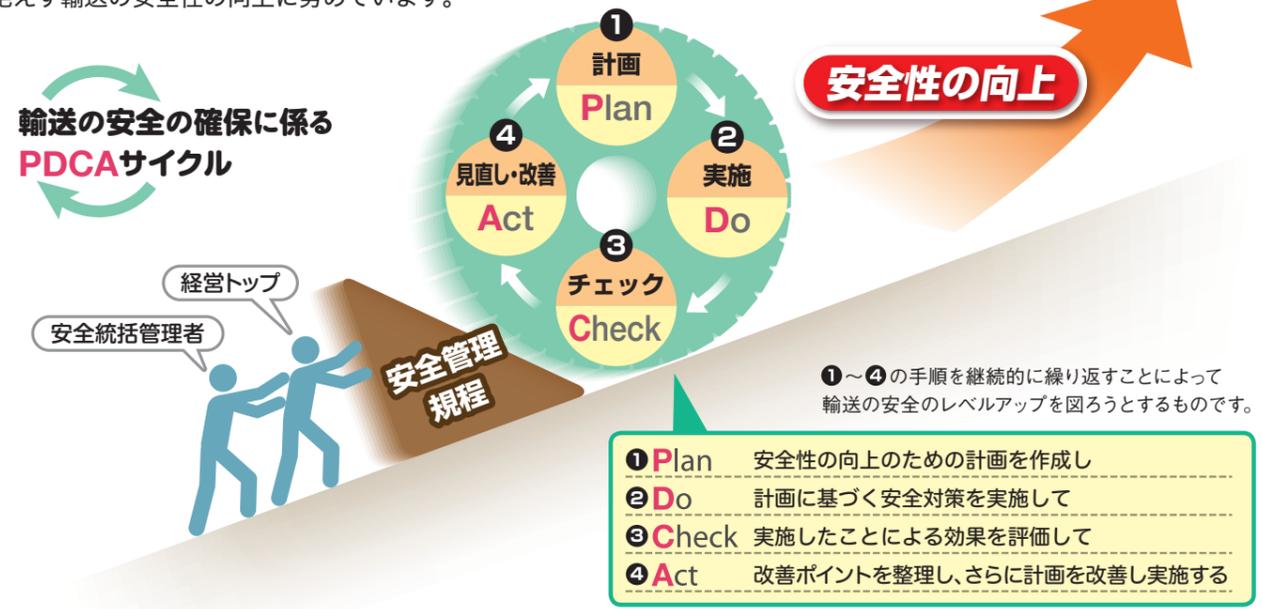
交通事故発生状況 (指数)



総数	全事故発生件数	737,637	725,924	692,084	665,157	629,033	573,842	536,899	499,201	472,165	430,601
	全死者数	4,979	4,948	4,691	4,438	4,388	4,113	4,117	3,904	3,694	3,532
タクシー	事故発生件数	20,851	20,250	19,183	17,750	16,323	14,792	13,655	12,315	12,008	10,850
	死者数	36	37	44	34	37	39	45	43	37	43

運輸安全マネジメント

事業者の安全確保義務を明確にした、「運輸安全マネジメント」(平成18年10月開始)により、経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めています。



国の方針を踏まえ
2017年9月策定

ハイ・タク事業における総合安全プラン2020

1 法人タクシーの事故削減目標 (Plan)

2020年までに死亡事故件数 23件以下

2020年までに人身事故件数 8,760件以下

3 飲酒運転ゼロ

2 当面講ずべき措置 (Do)

① 行政・事業者の安全対策の一層の推進と利用者を含めた関係者の連携強化による安全トライアングルの構築

重点施策

【ア】事業者における法令遵守の徹底と安全輸送の取組の強化

【イ】利用者を含めた関係者の連携強化による安全性の向上

② 飲酒運転等悪質な法令違反の根絶

③ 自動運転、ICT技術等新技術の利用・普及の促進

④ 超高齢社会を踏まえた高齢者事故の防止対策

⑤ 事故関連情報の分析等に基づく特徴的な事故等への対応

3 フォローアップ (Check、Act)

本プランに掲げた目標を確実に達成するため、交通安全委員会等が中心となってチェック体制を構築し、PDCAサイクルに沿って定期的・継続的にチェックを行う。

教育指導

運転者に対して乗務開始前及び乗務終了後点呼を実施して、日常的に輸送の安全、健康管理を含む指導を行っています。また、国の指針に則り必要に応じた指導監督や(独)自動車事故対策機構の適性診断を受診させています。



点呼風景

運行管理者の選任

タクシーを5両以上運行している営業所には、有資格者の中から運行管理者を選任しなければなりません。また、タクシー車両が40台を超える場合は、40台ごとに1名の運行管理者を選任しなければなりません。

運転者の健康管理について

タクシー事業者は、運転者に対して雇入れ時及び定期の健康診断を受診させることが義務付けられており、運転者の健康状態の把握に努めています。

また、国土交通省が作成した「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」や「睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」、「脳血管疾患対策ガイドライン」に沿って運転者の健康増進・管理を着実に実施し、健康起因事故防止に努めています。



ドライブレコーダー

搭載台数 約14.3万台 (平成30年3月末現在)
(搭載割合は約85.0% 全タク連傘下会員事業者)

フロントガラスにカメラを装着し、運転中に記録された前方の交通状況等の映像を解析し、運転者の安全教育等に活用し効果を上げています。



シートベルト着用促進ステッカー(車内)

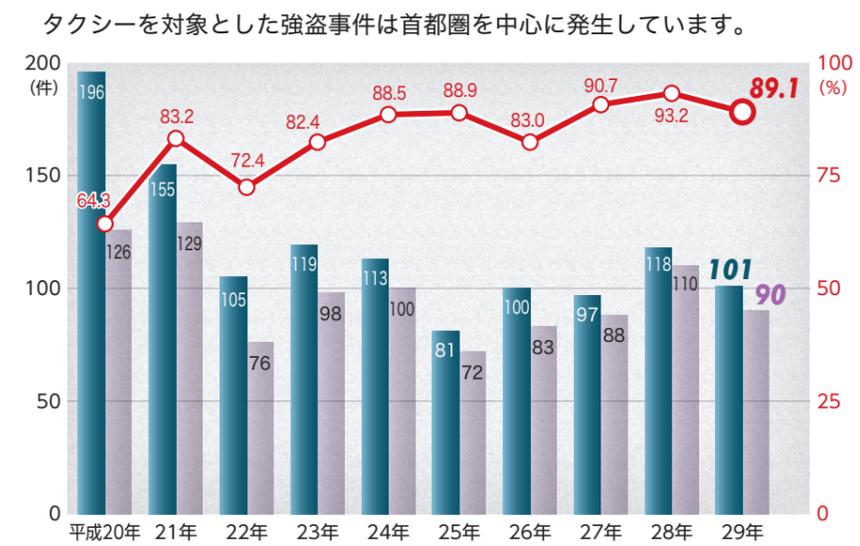
防犯対策

タクシー事業者は、乗務員に防犯マニュアルを携行させる他、設備面では、防犯仕切板、防犯カメラ及び緊急通報システム等を設置して防犯対策を進めています。
更に、警察の協力の下で、防犯責任者や職員を対象に防犯訓練等の指導を進めています。

設置状況



タクシー強盗の発生・検挙件数



タクシーの防犯基準 (概要)

タクシー強盗に対応する防犯基準を策定。

項目	基準の概要
防犯責任者	・ 営業所等で防犯責任者を指定 ・ 乗務員に防犯必携(防犯マニュアル)の周知、防犯指導、防犯訓練等
乗務員	・ 車両の安全点検時に防犯設備も併せて点検 ・ 乗客に対する声かけの励行、必要最少限度の現金の所持
防犯設備	・ 車外防犯灯の活用、身の危険を感じたときの対応要領等
その他	・ 事業者の防犯必携(防犯マニュアル)の作成 ・ 車外防犯灯に関する広報等



社会貢献

ラグビーワールドカップは2019年、全国12都市で開催されます。



地域の安全を確保するために取り組んでいます

タクシーは、365日24時間、あらゆる場所を走行しています。

子ども110番通報協力タクシー
子どもを保護し、発見を通報するサービス。

タクシーパトロール
街をパトロールし、発見を通報するサービス。

災害レポートタクシー
被災地からの避難や被災地への支援物資の輸送に協力し、九州運輸局長から感謝状をいただきました。

「火災予防」通報協力タクシー
特に夜中など火災予防に関する情報を110番、119番に通報することで火災の防止に役立っています。

様々な活動に関して感謝状をいただきました。

2011年3月東日本大震災の発生に際し、タクシーは医療スタッフや患者の皆様、医薬品、支援物資の輸送に貢献した。国境なき医師団からの感謝状。

2016年11月熊本地震の発生に際し、タクシーは被災地からの避難や被災地への支援物資の輸送に協力し、九州運輸局長から感謝状をいただきました。

2018年8月タクシーの日に際し、交通遺児等支援給付事業に対する援助を行った。公益財団法人交通遺児等育成基金からの感謝状。

2018年10月に西日本豪雨災害の発生に際し、タクシーは被災地への災害支援ボランティア輸送に貢献した。中国運輸局長からの感謝状。

広報活動

タクシーが我が国に誕生したのは、大正元年（1912年）8月5日^{（注）}です。現在の東京・有楽町マリオンが所在する地（千代田区有楽町2-5）に設立された「タクシー自動車株式会社」が、タクシーメーターを装備したT型フォード6台で営業を開始しました。全タク連では平成元年（1989年）にこの日を「タクシーの日」と定め、毎年、全国各地で多彩なキャンペーンを実施しています。

（注）タクシーの営業開始月が8月であることは確かですが、開始日については諸説あります。

「タクシーの日」の主な行事の状況（平成30年）

- | | |
|-----------------------------|--|
| ①交通遺児等育成基金等に寄付金を贈呈（募金活動を含む） | ⑦献血運動の実施 |
| ②社会福祉協議会に車椅子を贈呈 | ⑧公共施設、タクシー乗り場などの清掃 |
| ③JPNタクシー等タクシー車両の展示 | ⑨抽選、クイズ等による旅行やタクシー乗車券、タクシークーポン券、タクシーチケット等の贈呈 |
| ④キャンペーン、イベントの実施 | ⑩新聞、ラジオ等による広報活動 |
| ⑤啓蒙活動び事業所の顕彰・乗務員表彰の実施 | ⑪掲出物（のぼり旗の掲出）、頒布物（ポケットティッシュ、うちわ、リーフレット等の配布）による広報活動 |
| ⑥交通安全グッズ、交通安全横断幕の贈呈、配布 | |



兵庫
主要駅で街頭キャンペーン実施。ポケットティッシュ31,000個、ボールペン8,200本、タクシー利用券5,200枚配布。新聞への「タクシーの日」PR広告掲載。



愛知
試乗体験などタクシーとふれあうイベントを開催。タクシー利用実態に関するアンケートを実施し、タクシー利用券を贈呈。



福岡
タクシーは身近な公共交通機関と、PRするため、「タクシーデザインコンテスト」を開催。市内の小学生を対象とし、優秀作品は実際にタクシーにラッピングして運行。



京都
「タクシーフェア2018 in KYOTO」開催。タクシー車両の展示、チラシやステッカー、うちわ、ポケットティッシュなど掲出・配布。



沖縄
繁華街、空港、離島など広地域で清掃活動。地元ラジオ局で「まるごと1日タクシーの日」の特番を組み、「8月5日はタクシーの日」を広く県民にPR。



鹿児島
新旧タクシー車両を展示。鹿児島県社会福祉協議会に車椅子10台贈呈。



奈良
タクシーフェアを開催。会場で奈良県タクシー協会イメージキャラクターを発表し愛称を募集。（愛称「のるシカくん」決定後にステッカーを作成）



新潟
乗務員が「認知症サポーター講座」を受講。業界のイメージアップを狙いプレス発表。「高齢者見守りタクシー」のステッカーを4,000枚掲出。清掃活動。



秋田
タクシー待機所の清掃活動。うちわとポケットティッシュを配布。



北海道
「タクシーの日ファンフェスタ」を開催し、Jpnタクシーなどの乗車操作体験実施。



富山
交通安全の取組みや清掃活動。ポスター、ステッカー、ノボリを掲出・貼付。ポケットティッシュ30,000個配布。



長野
「旅客サービス向上運動」を実施。新聞広告掲載や標語の募集、ポケットティッシュ33,000個を配布。



神奈川
イベントを開催。ステージや体験、展示など各ゾーン設置。うちわ3,000本配布。



千葉
「千葉県タクシー協会お客様感謝フェスタ」開催。パネルや次世代タクシー車両を展示。ちびっこタクシードライバー体験実施。

子ども霞が関見学デー

平成30年8月1日・2日に「子ども霞が関見学デー」が開催され、公共交通機関としてのタクシーの様々なはたらきについて紹介。また、屋外では車両展示、室内では屋上灯の展示や街ジオラマでタクシーミニカー遊びなどを通じて、タクシーを身近に感じてもらった。国土交通省の来場者数は約4,780人。



（国土交通省の玄関前広場と室内）

情報検索サイト

<http://www.taxi-guide.jp/>



「全国タクシーガイド」

「全国タクシーガイド」は、全国各地の5,100社を超えるハイヤー・タクシー事業者(法人タクシーの9割)に関する日本最大規模の情報検索サイトです。利用者の方々は、観光、福祉、育児支援、妊婦応援、タクシー代行などのサービスを行っている会社を、都道府県の各市町村別に知ることができます。



タクシー情報が必要なシーンに、自宅から、職場から、出先から、即検索!

遠く離れて土地勘のない地域のタクシー会社(事業者)の情報も、全国タクシーガイドでわかりやすくご案内します。



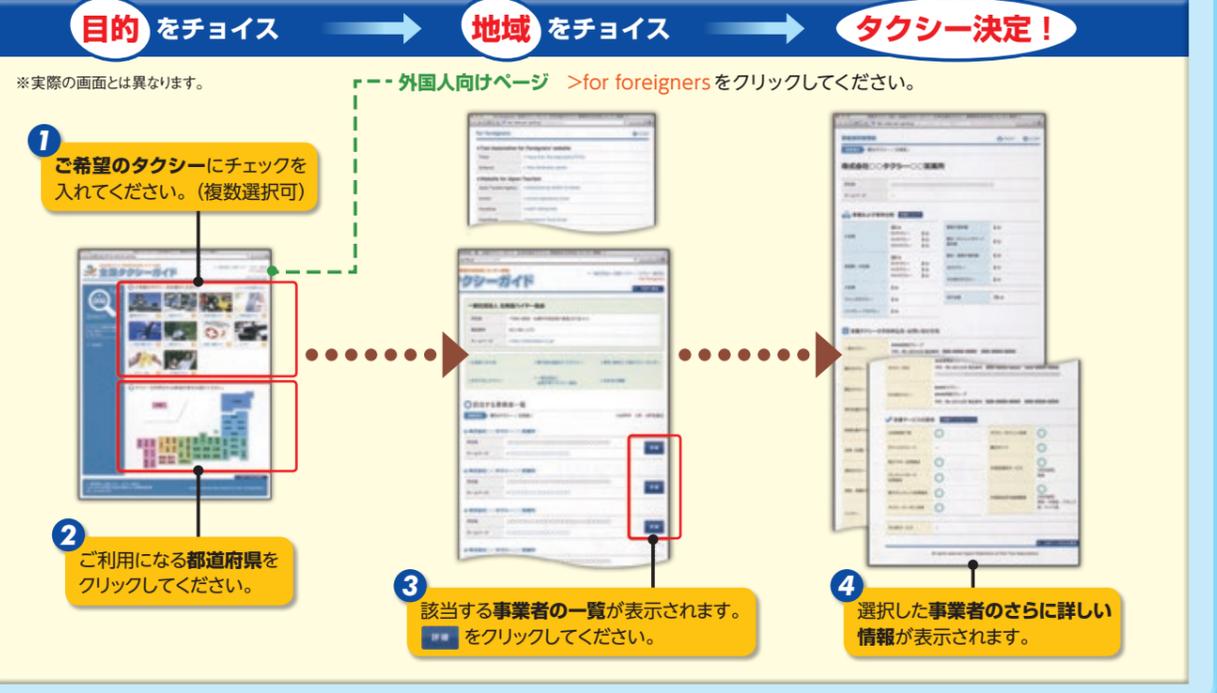
スマホからも検索可能

目的をチョイス → 地域をチョイス → タクシー決定!

※実際の画面とは異なります。

外国人向けページ >for foreigners をクリックしてください。

- ご希望のタクシーにチェックを入れてください。(複数選択可)
- ご利用になる都道府県をクリックしてください。
- 該当する事業者の一覧が表示されます。をクリックしてください。
- 選択した事業者のさらに詳しい情報が表示されます。



全タク連のホームページ

全タク連では定期刊行物の発行をはじめとして、ホームページにおいて各種資料の提供及び情報公開に努めています。また、各都道府県ハイヤー・タクシー協会においてもホームページ或いは刊行物の発行などにより情報の提供を行っています。全タク連は、一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会の略称です。

全タク連HP <http://www.taxi-japan.or.jp>



都道府県協会一覧

※運輸局ブロックごとに色分けしています。

平成31年4月1日現在

団体名	所在地	電話・FAX
(一社)北海道ハイヤー協会	〒064-0808 札幌市中央区南八条西15-4-1	011-561-1171 FAX: 011-551-0161
(一社)青森県タクシー協会	〒030-0843 青森市大字浜田字豊田139-21 青森県交通会館	017-739-0545 FAX: 017-739-0448
(一社)岩手県タクシー協会	〒020-0891 紫波郡矢町流通センター南2-8-3 岩手県自動車会館	019-638-1761 FAX: 019-637-3109
(一社)宮城県タクシー協会	〒984-0002 仙台市若林区卸町東3-2-38	022-288-1113 FAX: 022-288-1114
(一社)秋田県ハイヤー協会	〒010-0962 秋田市八橋大畑2-12-53 秋田県自動車会館	018-864-1351 FAX: 018-864-1353
(一社)山形県ハイヤー協会	〒990-2161 山形市大字漆山字行段1422 山形県自動車会館	023-686-2505 FAX: 023-686-2503
(一社)福島県タクシー協会	〒960-8165 福島市吉倉字吉田40 福島県自動車会館	024-546-2028 FAX: 024-546-9845
(一社)茨城県ハイヤー・タクシー協会	〒310-0913 水戸市見川町2440-1 茨城県トラック総合会館内	029-297-7131 FAX: 029-297-7132
(一社)栃木県タクシー協会	〒321-0169 宇都宮市八千代1-4-12 栃木県交通会館	028-658-2411 FAX: 028-659-4512
(一社)群馬県タクシー協会	〒379-2166 前橋市野中町588	027-261-2071 FAX: 027-263-0611
(一社)埼玉県乗用自動車協会	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-10-4 八千代ビル	048-863-6431 FAX: 048-863-7833
(一社)千葉県タクシー協会	〒260-0855 千葉市中央区市場町7-9 千葉県土地開発公社内	043-307-7002 FAX: 043-307-7003
(一社)東京ハイヤー・タクシー協会	〒102-0074 千代田区九段南4-8-13 自動車会館	03-3264-8080 FAX: 03-3221-7665
(一社)神奈川県タクシー協会	〒231-0066 横浜市中区日ノ出町2-130 神奈川県ハイヤータクシー会館	045-241-3577 FAX: 045-241-3581
(一社)山梨県タクシー協会	〒406-0034 笛吹市石和町唐栢1000-7 山梨県自動車総合会館	055-262-1212 FAX: 055-262-1213
(一社)新潟県ハイヤー・タクシー協会	〒950-0901 新潟市中央区弁天3-3-15 新潟県ハイタク会館	025-241-8677 FAX: 025-247-0655
富山県タクシー協会	〒930-0992 富山市新庄町馬場24-2 富山県自動車会館	076-423-0622 FAX: 076-423-0631
(一社)石川県タクシー協会	〒920-8203 金沢市鞍月2-1 石川県IT総合人材育成センター	076-254-1348 FAX: 076-268-1349
(一社)長野県タクシー協会	〒381-0034 長野市大字高田字高田沖359-3 長野県タクシー会館	026-227-7177 FAX: 026-228-9558
(一社)福井県タクシー協会	〒918-8023 福井市西谷1-1401 福井県自動車会館	0776-34-1722 FAX: 0776-34-1723
岐阜県タクシー協会	〒501-6133 岐阜市日置江2648-2 岐阜県自動車会館	058-279-3728 FAX: 058-279-3677
商業組合 静岡県タクシー協会	〒422-8004 静岡市駿河区国吉田2-4-26 静岡県自動車会館	054-261-1401 FAX: 054-261-1403
愛知県タクシー協議会	愛知県タクシー協会 名古屋タクシー協会	〒466-8558 名古屋市昭和区滝子町30-16 愛知県自動車会館 052-881-1315 FAX: 052-872-0968 052-871-0601 FAX: 052-871-8715
(一社)三重県タクシー協会	〒514-0303 津市雲出長常町字六ノ割1190-1 三重県自動車会館議事所会館	059-234-8438 FAX: 059-234-8448
(一社)滋賀県タクシー協会	〒524-0104 守山市木浜町2298-4 滋賀県トラック総合会館	077-585-8261 FAX: 077-585-8262
(一社)京都府タクシー協会	〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町51-5 京都自動車会館	075-691-6518 FAX: 075-682-5325
(一社)大阪タクシー協会	〒541-0059 大阪市中央区博労町2-2-13 大阪堺筋ビル	06-6125-5400 FAX: 06-6125-5445
(一社)兵庫県タクシー協会	〒650-0004 神戸市中央区中山手通6-1-34	078-341-6036 FAX: 078-341-5617
(一社)奈良県タクシー協会	〒639-1037 大和郡山形市額田部北町981-8 奈良県自動車会館	0743-57-0073 FAX: 0743-23-1181
(一社)和歌山県タクシー協会	〒640-8342 和歌山市友田町3-64 和歌山県タクシー協会会館	073-422-3150 FAX: 073-422-3351
(一社)鳥取県ハイヤー・タクシー協会	〒680-0006 鳥取市丸山町246-10 (一社)鳥取県バス協会内	0857-24-4689 FAX: 0857-21-8670
(一社)島根県旅客自動車協会	〒690-0024 松江市馬場町64-3	0852-37-0334 FAX: 0852-37-1158
(一社)岡山県タクシー協会	〒703-8286 岡山市中区旭東町2-10-8 岡山県タクシー会館	086-272-3451 FAX: 086-273-7475
(一社)広島県タクシー協会	〒733-0036 広島市西区観音新町1-7-71 広島県タクシー協会会館	082-233-9155 FAX: 082-293-9296
(一社)山口県タクシー協会	〒753-0821 山口市葵1-5-58 山口県自動車会館	083-922-5110 FAX: 083-922-4303
徳島県タクシー協会	〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地1-6 徳島県自動車会館	088-641-4116 FAX: 088-641-4646
香川県タクシー協同組合	〒760-0065 高松市朝日町5-4-27 香川ハイタク会館	087-821-8513 FAX: 087-823-3617
(一社)愛媛県ハイヤー・タクシー協会	〒790-0067 松山市大手町1-7-4 伊予鉄大手町ビル	089-941-7481 FAX: 089-947-6721
高知県ハイヤー・タクシー協議会	(一社)高知県ハイヤー協会 高知県ハイヤー協同組合	〒781-5103 高知市大津乙1879-9 高知交通会館 088-866-6555 FAX: 088-866-6556 088-866-0520 FAX: 088-866-6741
(一社)福岡県タクシー協会	〒812-0014 福岡市博多区比恵町11-1 福岡タクシー会館ビル	092-474-8340 FAX: 092-474-8350
(一社)佐賀県バス・タクシー協会	〒849-0928 佐賀市若楠2-7-2 佐賀県交通会館	0952-31-2341 FAX: 0952-31-2342
(一社)長崎県タクシー協会	〒851-0103 長崎市中里町1576-6 長崎県自動車協会会館	095-838-2664 FAX: 095-839-8400
(一社)熊本県タクシー協会	〒862-0901 熊本市東区東町4-14-31 熊本県タクシー会館	096-368-4101 FAX: 096-365-5986
(一社)大分県タクシー協会	〒870-0907 大分市大津町3-4-13 大分県交通会館	097-558-5759 FAX: 097-558-5756
(一社)宮崎県タクシー協会	〒880-0925 宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2735-24	0985-51-8081 FAX: 0985-54-8320
(一社)鹿児島県タクシー協会	〒892-0836 鹿児島市錦江町11-49 鹿児島県タクシー会館	099-222-3255 FAX: 099-222-3653
(一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会	〒900-0021 那覇市泉崎2-103-4	098-855-1344 FAX: 098-853-5075

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
Japan Federation of Hire-Taxi Associations

発行人: 川鍋一郎
編集人: 神谷俊広
〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-13 自動車会館3階
TEL. 03(3239)1531(代表) / FAX. 03(3239)1619
URL: <http://www.taxi-japan.or.jp>
E-mail: info@taxi-japan.or.jp

制作協力: (株)東京交通新聞社